

鳥取県告示第26号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年1月16日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 居宅サービス事業を行っていた事業所の名称 | 居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地 | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日 |
|----------------------------------|--------------|----------------------|-----------------------|-----------|-------------|
| 社会福祉法人 地域でくらす会 理事長 井上 徹 | 米子市内町 122 | ヘルパーステーションいくのさん家 | 鳥取市商栄町251 -4 | 訪問介護 | 平成20年12月31日 |